

# 社団法人 京都府情報産業協会 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、社団法人京都府情報産業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を京都市南区西九条寺ノ前町10番地の5に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、情報関連技術の普及及び利活用に関する諸事業を行うことにより、地域社会の情報化を促進し、もって府民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 府民生活の向上に資する情報化促進事業
- (2) 府民に対する情報関連技術の啓発・普及事業
- (3) 府内地域産業の情報化促進事業
- (4) 社会の発展に伴う諸課題に対する情報通信技術の利活用に関する事業
- (5) 行政、団体、その他関係機関との連携・交流事業
- (6) 府内情報産業の強化振興事業
- (7) 全国情報関連諸団体との連携事業
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本協会の目的達成のため特に必要と認められた個人又は団体及び本協会の発展に著しい功績が認められた個人

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、正会員1社の推薦を得て、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 正会員及び賛助会員のうち団体のものは、本協会に対する代表者として、その権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。会員代表者を変更した場合も同様とする。
- 4 特別会員については、前各号の手続きを要せず、理事会の推薦を得て、総会の議決を経るものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、入会時に総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員である法人又は団体が解散したとき。

(3) 個人会員が精神上的障害により判断能力を欠く常況に至り、又は保佐人が付されたとき。

(4) 個人会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(5) 会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(6) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 12 条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長とし、若干人を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会でこれを選任し、会長・副会長は理事会において理事の互選により定める。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 3 理事のいずれか1人と、その親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また理事の現在数のうち、同一の業界の関係者が占める割合は2分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。この場合において、新たに就任する理事に係るものであるときは、その者の就任承諾書及び履歴書を添えなければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。この場合において、新たに就任する監事に係るものであるときは、その者の就任承諾書及び履歴書を添えなければならない。

(職務)

第14条 会長は本協会を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき業務を執行する。
- 4 監事は、次に挙げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は京都府知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は第4章の定めにかかわらず招集すること。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の4分の3以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(特別職)

第17条 本協会に、名誉会長、相談役及び顧問(以下「特別職」という。)を置くことができる。

- 2 特別職は、理事会の推薦により総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 特別職は、本協会の運営に関して会長の諮問にこたえ、又は意見を述べることができる。
- 4 特別職の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員には、会長が総会の議決を経て有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種別)

第19条 本協会の会議は、総会及び理事会の二種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。ただし、賛助会員及び特別会員の出席を妨げない。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は会議に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要を認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第4項第4号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要を認めたとき。
- (2) 理事の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第4項第4号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号及び第3項第3号により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の場合には請求のあった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の場合には請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならない。

(委員会)

第29条 第4条に定める事業を行うために必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の設置及び運営に関する事項は理事会の議決によりこれを定める。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、京都府知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3カ月以内に京都府知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第36条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第37条 本協会は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、京都府知事の認可を得なければ変更できない。

(解散)

第40条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、京都府知事の許可を経て解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府知事の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(常備帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可、認可及び登記に関する書類
- (3) 定款に規定する機関の議事に関する書類
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 役員名簿、役員の就任承諾書及び履歴書
- (6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から最初に到来する通常総会の日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第38条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から最初に到来する3月31日までとする。